

## 第5回クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」運営管理業務委託 企画提案公募要領

この要領は、第5回クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」の準備、実施、管理及び運営一切に関する業務の委託に当たり、契約交渉の相手方となる事業者を選定するための公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 事業の目的

歴史や文化財に興味を持つ子供たちが、更に知識を深め、将来、郷土の歴史を伝えるリーダーとして活躍できるよう、クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」を実施し、中学生の郷土の歴史に対する学習意欲を高める。

### 2 プロポーザルに付する事項

#### (1) 事業年度

令和4年度

#### (2) 業務の名称

第5回クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」運営管理業務

#### (3) 業務の内容

第5回クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」（以下「大会」という。）についての運営管理業務を実施する。

企画提案仕様書のとおり

#### (4) 業務を実施する場所

企画提案仕様書のとおり

#### (5) 業務を委託する部局の名称及び所在地

##### ア 名称

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目3番地5 飲食会館2階

#### (6) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

#### (7) 委託料限度額

4,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）によりプロポーザルに参加する場合には、その構成員の全てが次に掲げる全ての要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの参加しか認めない。また、コンソーシアムの場

合においても、各構成員は、2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

(1) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 応募提案書類の提出日現在において、過去5か年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同規模のイベントに係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

#### 4 スケジュール

令和4年6月1日（水）午前9時00分	公募開始
令和4年6月6日（月）午後5時00分	事前説明会参加申込期限
令和4年6月7日（火）午後2時00分	事前説明会
令和4年6月15日（水）午後5時00分	質問受付期限
令和4年6月20日（月）	質問に対する回答期限 ※1
令和4年7月1日（金）午後5時00分	応募提案書類提出期限
令和4年7月中旬（予定）	選定委員会 ※2
令和4年7月下旬（予定）	審査結果通知
令和4年8月上旬（予定）	契約締結

※1 質問に対しては、随時回答する。

※2 選考委員会の日時及び場所については、提案者に対して別途通知する。

#### 5 応募手続に関する事項

##### (1) 事前説明会の実施

###### ア 場所

和歌山県庁6-A会議室（東別館6階）

和歌山市小松原通一丁目1番地

###### イ 日時

令和4年6月7日（火）午後2時00分から

###### ウ 対象

3に掲げる要件を満たしている者

###### エ 申込方法

事前説明会に参加しようとする者は、令和4年6月6日（月）午後5時00分までに、件名を「【事前説明会申込み】第5回クイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」運営管理業務委託プロポーザル」とし、本文中に次に掲げる事項を記載した電子メールを和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課（以下「文化遺産課」という。）に必着させること（電子メールアドレスは11の（2）のとおり）。

(ア) 事業者（個人、法人又はコンソーシアム）の名称

(イ) 担当者の氏名

(ウ) 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(エ) 参加者数

## オ 留意事項

- (ア) 電子メール以外の方法による申込みは認めない。
- (イ) 事前説明会への参加については、個人、法人又はコンソーシアムのいずれであるかを問わず、1事業者につき2人以内とする。
- (ウ) 事前説明会への参加は任意とするが、このプロポーザルに参加する意思のある者は、できる限り参加することを推奨するものであること。
- (エ) 公募要領等資料の配付は行わないため、各自印刷の上、持参すること。
- (オ) 事前説明会における質問は認めないため、質問がある場合は5の(2)によること。

## (2) 質問の受付

### ア 期間

令和4年6月1日(水)から同月15日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで

### イ 受付方法

- (ア) 公募要領及び企画提案仕様書について質問がある者は、文化遺産課に対して、電子メールにより所定の書面を提出すること。
- (イ) 所定の書面の様式は、質問申出書(別記第1号様式)とする。
- (ウ) 電子メールの件名は、「【質問】第5回クイズ大会「挑戦!わかやまの歴史」運営管理業務委託プロポーザル」とすること。

### ウ 質問に対する回答

質問に対しては、原則として令和4年6月20日(月)までに電子メールにより回答し、その内容については、和歌山県ホームページ(以下「県ホームページ」という。)への掲載の方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、県ホームページへの掲載を省略することができる。

### エ 留意事項

公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため、企画提案の内容、審査基準、積算、他の提案者からの書類提出状況等に関する質問には回答しない。

## (3) 応募提案書類の作成及び提出に関する事項

### ア 提出方法

郵送(簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。以下同じ。)又は持参とする。

### イ 場所

#### (ア) 郵送による場合

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

#### (イ) 持参による場合

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課  
和歌山市小松原通一丁目3番地5 飲食会館2階

### ウ 期間(提出期限)

令和4年6月1日(水)から同年7月1日(金)までの県の休日を除く日の午前9時00

分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

## エ 応募提案書類についての質問

5の（2）のとおり（公募要領及び企画提案仕様書についての質問として取り扱うものとする。）

## オ 応募提案書類の様式、種類等

応募提案書類は、次に掲げるものとする。

### （ア）個人又は法人の場合

- a 企画提案書（別記第2号様式）
- b 見積書（別記第3号様式）
- c 積算書（別記第4号様式）
- d 提案者の概要が分かるもの（会社案内等）
- e 事業所一覧（複数の事業所がある場合、各事業所の所在地等が分かるもの）
- f 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- g 次に掲げる税金に未納がないことを確認できる納税証明書
  - （a）県内に本店又は支店その他の事業所等を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目
  - （b）消費税及び地方消費税
- h 直近の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- i 3の（6）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
  - 2件以上の契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等を添付すること。
  - なお、「同規模」とは、2の（7）に規定する委託料上限額のおおむね50%以上であるものをいう。
- j 応募提案書類の提出日現在において、和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
- k 応募提案書類の提出日現在において、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であつて、業務種目が「大分類『10 企画・広告・手配』の小分類『1 メディア制作』、『3 デザイン企画制作・写真撮影』又は『4 大会・イベント企画運営』」に登載されているものにあつては、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書（以下「入札参加資格決定通知書」という。）の写しの提出をもって、eからhまでの書類の提出に代えることができる。
- l 委任状（別記第5号様式）
  - （a）支店その他の事業所の長を代理人として選任した場合は提出すること。
  - （b）選任することができる代理人は、1人のみとする。
  - （c）代理人の権限については、委任状に記載するとおりとし、委任期間は応募提案書

類の提出日から令和5年5月31日までとする。

(イ) コンソーシアムの場合

c から h までの書類については、コンソーシアムの構成員ごとに作成（c にあっては、各構成員が担当する業務についてそれぞれ作成すること。）し、コンソーシアムの代表者が取りまとめて提出するものとする。

a 企画提案書（別記第6号様式）

b 見積書（別記第7号様式）

c 積算書（別記第8号様式）

d 提案者の概要が分かるもの（会社案内等）

e 事業所一覧（複数の事業所がある場合、各事業所の所在地等が分かるもの）

f 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

g 次に掲げる税金に未納がないことを確認できる納税証明書

(a) 県内に本店又は支店その他の事業所等を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

(b) 消費税及び地方消費税

h 直近の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

i 3の(6)に掲げる契約を適正に履行したことを証する書類の写し

コンソーシアムの全ての構成員に係る2件以上の契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等を添付すること。

なお、「同規模」とは、コンソーシアムが提出する2件以上の契約書の写しに記載される契約金額の合計額の平均値が2の(7)に規定する委託料上限額のおおむね50%以上であるものをいう。

j 応募提案書類の提出日現在において、和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

k コンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写し

l コンソーシアムの構成員について、応募提案書類の提出日現在において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であつて、業務種目が大分類「10 企画・広告・手配」の小分類「1 メディア制作」、「3 デザイン企画制作・写真撮影」又は「4 大会・イベント企画運営」に登載されているものは、入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、上記eからhまでの書類の提出に代えることができる。

m 委任状（別記第9号様式）

(a) コンソーシアムの各構成員が、支店その他の事業所の長を代理人として選任した場合は提出すること。

(b) 選任することができる代理人は、1人のみとする。

(c) 代理人の権限については、委任状に記載するとおりとし、委任期間は応募提案書類の提出日から令和5年5月31日までとする。

カ 応募提案書類の提出部数は、正本1部及び副本5部（副本にあつては、企画提案書、見

積書及び積算書についてのみ作成すること。)とする。

## キ 応募提案書類の作成における留意事項

### (ア) 全般事項

- a 応募提案書類の記入等に当たっては、次の事項に注意するものとする。
  - (a) 応募提案書類の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。
  - (b) 数字は、全て算用数字とすること。
  - (c) 応募提案書類の記入等には、黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。
  - (d) 字句等を訂正する場合は、二重線で抹消し、その上段又は下段に訂正後の字句等を記入すること。
- b 正本をカラー印刷とする場合は、副本においてもカラー印刷とすること。
- c 副本には提案者の特定又は推測につながる情報（事業者名、ロゴマーク等）を記載しないものとし、当該情報の記載がある場合は、削除又は墨消し処理をすること。
- d 提出期限後の応募提案書類の修正、差し替え、追加及び再提出は認めない。ただし、文化遺産課の担当者が補正を指示した場合を除く。
- e 応募提案書類の作成及び提出に関する一切の費用は、提案者の負担とする。
- f 応募提案書類は、理由の如何を問わず返却しない。

### (イ) 個別事項

- a 積算書の作成に当たっては、次の事項に注意するものとする。
  - (a) 提案金額は、委託期間中の当該業務に要する一切の費用の見込額とすること。
  - (b) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に100分の10に相当する額を加算した金額を積算書に記載すること。
- b 5の(3)のオの(ア)又は(イ)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

## 6 プロポーザルにおける留意事項

### (1) 全般事項

- ア 1事業者につき1提案とする。
- イ 応募提案書類の提出をもって、提案者が公募要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ウ 応募提案書類は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）に基づく開示請求の対象となる。
- エ 応募提案書類は、このプロポーザル以外の目的に使用しない。
- オ このプロポーザルの審査に必要な範囲において、応募提案書類を複製することがある。
- カ 応募提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、全て提案者が負うものとする。

### (2) 個別事項

大会の実地（会場）における開催を中止せざるを得ない場合を想定し、当該場合において

対応可能であり、かつ、大会の目的を達成する上で効果的な代替手段（一部又は全部のオンライン開催等）についても提案すること。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当する提案は、失格（選定対象からの除外）とする。

- ア プロポーザルに参加する者に必要な資格のない者がした提案
- イ 所定の提出期限までに提出されなかった提案
- ウ 同一事項のプロポーザルについて、提案者又は代理人が2以上の提案をした場合（コンソーシアムの構成員が、単独又は他のコンソーシアムの構成員として重複して提案した場合を含む。）のそのいずれもの提案
- エ 同一事項のプロポーザルについて、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの提案
- オ 同一事項のプロポーザルについて、提案者が他の提案者の代理をした場合のそのいずれもの提案
- カ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者による提案
- キ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合のそのいずれもの提案
- ク 事業者選定終了までの間において、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した者による提案
- ケ 虚偽の記載をした応募提案書類による提案
- コ 審査の公平性に影響を与える行為をした者による提案
- サ 公募要領に違反すると認められる提案
- シ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をした者による提案

## 7 応募提案書類の審査及び事業者の選定に関する事項

### (1) 審査方法

- ア 和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会において、参加資格を有する者の提案の中から、7の(3)の審査基準に基づき審査を行うものとする。
- イ 審査に当たっては、公平性及び透明性の確保を図る観点から、提案者の商号又は名称を伏せて行うものとする。

### (2) 選定委員会（プレゼンテーション審査）

#### ア 日時及び場所

令和4年7月中旬（予定）

なお、日時及び場所については、提案者に対して別途通知する。

#### イ 企画提案の所要時間（予定）

(ア) プレゼンテーション 約20分（提案件数により調整する。）

- a 事前に提出された企画提案書により説明するものとし、追加資料（パワーポイントのスライドを含む。）の使用は認めない。
- b パソコン及びプロジェクター等の機材の使用を可とするが、これらの機材の使用を希望する場合は、前日までに文化遺産課に対し、その旨を電子メールにより連絡する



とともに、当日、パソコン等の機器を持参すること（プロジェクター及びスクリーンは文化遺産課において準備する。）。

(イ) 選定委員からの質疑 約10分（提案件数により調整する。）

#### ウ 出席者数

1 事業者につき 2 人以内とする。

#### エ 留意事項

(ア) 提案者が、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは認めない。

(イ) 指定の時間に遅れた場合には、審査の対象としない。

### (3) 審査基準及び配点

企画提案の内容について、下表の審査項目ごとに数値（得点）で評価するものとし、各審査項目の配点の合計を100点満点として採点するものとする。

審査項目	評価の視点及び内容	配点
開催までの準備	・参加意欲を喚起する広報（ホームページの充実等） ・出場者の利便性に対する配慮（送迎バスの配車等）	20
大会の企画内容等	・大会の趣旨に適した装飾や音響の工夫 ・出場者全員が楽しめる企画内容 ・郷土の歴史に対する学習意欲を向上させる工夫 ・総合司会者、助言者及びレポーターの適切な人選、人材配置 ・参加意欲を喚起する出場記念品案 ・大会当日の様子の配信案（テレビ、YouTube等） ・実地（会場）開催中止の場合の代替案	65
大会終了後の業務	・テレビ、ラジオ、YouTube等による広報	10
業務執行の妥当性	・妥当な見積金額	5

### (4) 事業者の選定方法

審査の結果、評価点が最高点の者を最優秀提案事業者とし、原則として当該者を契約交渉の相手方（以下「契約候補者」という。）に決定する。

### (5) 提案者が1者の場合の取扱い

審査の結果、提案者の評価点が満点の6割（60点）以上に達している場合は、当該者を最優秀提案事業者とし、契約候補者に決定する。

### (6) 提案者がいない場合の取扱い

プロポーザルの手続を中止する。

### (7) 最高点の者が2者以上ある場合の取扱い

選定委員会の合議により選定した最優秀提案事業者を契約候補者に決定する。

### (8) 審査結果の通知

ア 契約候補者の決定後、全ての提案者に対し、速やかに審査結果（選定又は非選定の別及び当該提案者の評価点）を書面により通知する。ただし、コンソーシアムの場合にあっては、その代表者に対して通知する。

イ 非選定の通知を受けた提案者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に、書面（様式は問わない。）により、文化遺産課に対して非選定の理由についての説明を求めることができる。

#### **（9）選定結果の公表方法及び内容**

契約候補者の決定後、速やかに次に掲げる事項を県ホームページに掲載して公表するものとする。

- ア 最優秀提案事業者及び契約候補者の名称及び評価点
- イ 全ての提案者（最優秀提案事業者を含む。）の名称
- ウ 最優秀提案事業者の選定理由

### **8 契約の締結に関する事項**

#### **（1）契約の締結**

ア 選定結果の通知後、契約候補者と協議を行い、業務に係る仕様を確定させるとともに、当該仕様に基づく見積書を徴し、随意契約を締結するものとする。ただし、協議により仕様の変更を行った場合においても、委託料の上限額は4,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

イ 契約候補者と契約の締結に至らなかった場合は、当該者から辞退届（様式は問わない。）を徴するとともに、評価点の低い次の順位者を契約候補者として交渉を行うものとし、以後も同様とする。

#### **（2）契約の解除**

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除し、受託事業者を変更することがある。

- ア 応募提案書類について虚偽の記載が明らかになった場合
- イ 受託事業者に重要な瑕疵がある場合
- ウ 業務遂行の意思が認められない場合
- エ 業務遂行能力がないと認められる場合
- オ その他契約を継続するに堪えない事情がある場合

### **9 業務の適正な実施に関する事項**

#### **（1）業務の一括再委託の禁止**

受託者が、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める場合は、和歌山県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

#### **（2）個人情報保護**

委託業務を行う上で個人情報を取り扱う場合は、業務の処理上知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理に努めるものとする。

#### **（3）守秘義務**

委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。

#### (4) 知的財産権の取扱い

委託業務の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権の全部は、原則として和歌山県に帰属するものとする。

#### (5) 物品の取扱い

委託業務の実施において受託事業者が取得した物品のうち、取得価格が5万円以上のものについては、和歌山県に帰属するものとし、委託業務終了後、全て和歌山県に返還するものとする。

### 10 契約書の要否

要

### 11 プロポーザル及び契約の事務を担当する部局

このプロポーザル及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

#### (1) 名称

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課（担当：普及班 中西、葛城）

#### (2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-488-6293

ファクシミリ番号 073-488-6180

電子メールアドレス e5007001@pref.wakayama.lg.jp